

軍法にて首尾能儀、和泉守殿被感、則知行十分一の約束に

て被抱候、折節石田治部少輔三成逆意付て、七月晦日伏見之

御城を西国方より責落焼失仕候に付て、郡山之城を御割

候得て伏見へ引ケ、然れとも町屋ハ其儘御置候、此時大和ハ大

方御代官付に成候、其以後ハ大坂御陣前に筒井子孫之儀

家康公御尋被成候処、順慶甥に筒井主殿と申仁浪人に

て和州之在郷に被居候を被召出、知行壱万石拝領并与力

三十六騎御附、郡山の古城を御預被成候、元和元年乙卯<sup>四五</sup>

月大坂合戦の前に、大坂より焼払と大和路へ打出、大将ハ天野<sup>大</sup>

主馬、与力には箸尾勘兵衛・布施左京・万歳・細井戸・狭川

左介・高井薩摩等也、此者とも浪人にて和州之在々に居

申を、大坂より大野主馬呼入て一戦の者頭に被申付候、扨

彼者とも譜代之者ともを為催、籠城仕主馬介之組に成し、

幸大和地之案内者故、其外主馬介手前之人数も少々相加へ、二

千騎はかり大坂より夜越に闇晴越と申險難を越、其道

筋郡山まで七里を着陣する、先手初にハ郡山を放火可致

とて、木之嶋にて手分を仕て二手に備へ九条口・奈良口

より押込、町口にて先鉄炮を打、時之声を揚、火之手を

上る、彼城には筒井主殿時之声に驚き、とるものも不取敢

郡山城東口を柳の門と云より高田と云所へ出、東山中福住

と申所へ落被申候、城に残り防くものも無之、町屋とも能屋

舗とも多くこれあるを放火して町人とも差出ケ間敷を少々

打捕、扨南都を放火すへきの所に、両御所様京伏見に御着陣

被遊、若大坂より大和筋へ打出放火仕候事あやしく思召して、